

❁不妊治療の助成内容が変わります❁

高千穂町では、不妊治療を受ける方へ治療費の助成を行っています。
 令和4年4月1日より不妊治療が保険診療適用となったことにより、令和4年4月1日以降に治療を開始された方への助成を改訂しました。
 申請を希望される方は、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。
 なお、令和4年4月1日より前に治療を開始されている方は、助成内容が異なりますのでお問い合わせください。

妊活応援助成金給付事業

【対象者】 助成の対象となるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ・高千穂町に夫婦のいずれかが、1年以上前から住民票を置き住んでいる方で、今後も1年以上継続して定住する見込みのある方。
- ・治療期間中及び申請日において法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係*にある方
- ・国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入、若しくは生活保護を受けている方
- ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満である方
- ・医療機関で不妊治療が必要であると認められている方
- ・他の市町村から不妊治療にかかる助成を受けていない方
- ・町税等の滞納がない方
- ・高千穂町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない方

対象となる治療	助成内容と助成額
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊にかかる検査 ・不妊治療のためにおこなう投薬、処置など (排卵誘発・人工授精・体外受精・顕微授精など) 	治療費自己負担額の全額を助成 ※ただし、以下のものについては自己負担額に含まない。 ①文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費でない費用 ②高額療養費制度など、当該治療に対する他の法令に基づく給付及び付加給付の金額 ご不明な点は、お問い合わせください。

【必要書類】

- ・高千穂町妊活応援助成金給付申請書(様式第1号)
- ・高千穂町妊活応援助成金給付事業受診等証明書(様式第2号)
- ・領収書・明細書の原本
- ・高額療養費などの当該治療に対する他の法令に基づく給付額及び付加給付額を証明するもの
 ※保険者からの証明書発行に3~4カ月ほど時間を要しますので、発行後に申請してください。
- ・夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本又は住民票謄本)

※事実婚関係にある場合

- ・事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- ・両人の戸籍謄本及び住民票謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)

申請の際は、必要書類に加え、印鑑・通帳(申請者名義のもの)・保険証(夫婦分)をご持参ください。



申請手続きは**全て予約制**です。申請を希望される方は、事前にご連絡をお願いします。
【連絡先】 高千穂町保健福祉総合センターげんき荘 健やか親子推進係
 ☎(0982)73-1717 (8:30~17:15 ※土日祝日及び年末年始の休日を除く)

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

令和5年2月6日より、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。
 このサービスを利用する方は転出にあたり高千穂町への来庁が原則不要になります。
 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。
 ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

転出に伴い、以下につきましては別途手続きが必要となる場合があります。

【国民健康保険関係】 ☎073-1202

- ・転出先が住所地特例施設に該当する方
- ・就学のため転出する方
- ・無保険である方

【児童福祉関係】 ☎73-1202

- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、こども医療費、ひとり親医療費、寡婦医療費を受給している方
- ・保育園、幼稚園、認定こども園及び児童クラブを利用している方

【社会福祉関係】 ☎73-1202

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で転出先が施設の方

【光ケーブル関係】 ☎73-1207

- ・利用者は、「利用休止届」の提出及びNTTへの解約連絡が必要

【水道関係】 ☎73-1209

- ・上下水道課へ解約等の連絡が必要(電話可)

【教育委員会】 ☎73-1205

- ・小学校、中学校に就学している方
- ・次年度小学校に入学予定の方

【町税関係】 ☎73-1201

- ・町税全般において未納のある方

【建設課】 ☎73-1210

- ・町が管理する町営住宅・一般住宅に入居している方

【防災無線関係】 ☎73-1200

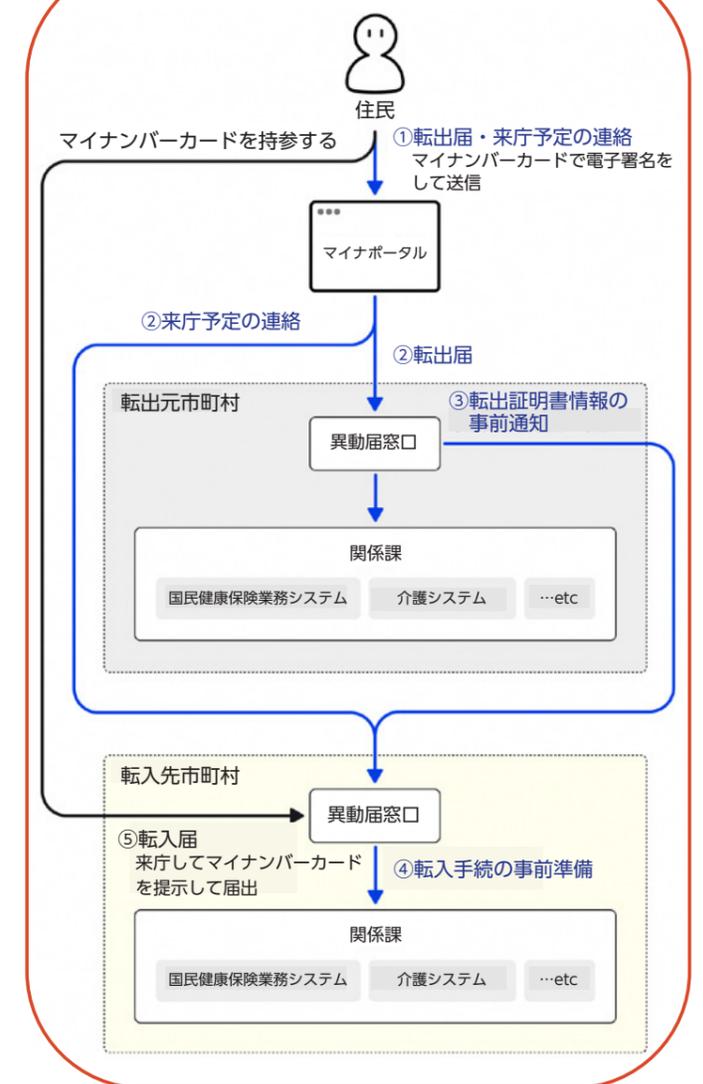
- ・無線設置の有無・全員転居の場合は取り外しが必要

【既にお引越しなさっている場合のオンライン手続き日の注意】

お引越しをした日(転入日)から11日を経過している場合は受付できません。
 お引越しをした日から14日まで(かつ転出予定日から30日以内)にお引越し先の市町村窓口へ、転入の届け出(転出届の対応完了後にお引越し先の市町村窓口へ届け出るもの)が必要となります。
 なお、届け出が完了しないと**マイナンバーカードが失効**となります。

詳しいことについては、町民生活課 ☎(0982)73-1203 または、関係する部署へご連絡ください。

マイナポータルによる転出の流れ



※届け出はお引越し予定日の概ね30日前から可能です。